

# 役員等の報酬規程

## 社会福祉法人北九州フレンド社定款細則

### (目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人北九州フレンド社役員等の報酬及び費用の弁償について定めるものである。

### (定義)

第二条 この規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

### (理事及び監事の報酬)

第三条 理事及び監事には、報酬を支給しない。

### (理事及び監事の費用弁償)

第四条 役員等が理事会その他職務としての会議等に出席したときは、費用弁償として下記の額を支給することができる。ただし、同日に2回以上の会議に出席したときは、1回分のみ支給する。

(1) 旅費交通費分として次の計算方法により各項目ごとに算出される金額の合計額で、千円未満の端数を切り上げた額。

イ、会議等の会場までの距離数に対し1キロメートル当たり30円を掛けた金額

ロ、イにおいて有料道路を利用するときは、当該利用区間の往復通行料金額

### (評議員の費用弁償)

第五条 役員等が評議員会その他職務としての会議等に出席したときは、費用弁償として下記の額を支給することができる。ただし、同日に2回以上の会議に出席したときは、1回分のみ支給する。

(1) 旅費交通費分として次の計算方法により各項目ごとに算出される金額の合計額で、千円未満の端数を切り上げた額。

イ、会議等の会場までの距離数に対し1キロメートル当たり30円を掛けた金額

ロ、イにおいて有料道路を利用するときは、当該利用区間の往復通行料金額

### (評議員選任・解任委員の報酬)

第六条 評議員選任・解任委員には報酬を支給しない。

### (評議員選任・解任委員の費用弁償)

第七条 役員等が評議員選任・解任委員会その他職務としての会議等に出席したときは、費用弁償として下記の額を支給することができる。ただし、同日に2回以上の会議に出席したときは、1回分のみ支給する。

(1) 旅費交通費分として次の計算方法により各項目ごとに算出される金額の合計額で、千円

未満の端数を切り上げた額。

- イ、会議等の会場までの距離数に対し1キロメートル当たり30円を掛けた金額
- ロ、イにおいて有料道路を利用するときは、当該利用区間の往復通行料金額

(役員給与支給)

第八条 役員が法人の職員の場合は、勤務実態に即して給与を支給する。ただし、役員等の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 前項の勤務実態に即して生じる交通費の実費相当額を弁償することができる。
- 3 なお、役員等が法人の職員の場合は、その支給は法人の旅費規程に従う。

(改廃)

第九条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

平成29年6月16日改定

平成30年2月20日改定